

## 静岡県告示第678号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

令和6年10月29日

静岡県知事 鈴木康友

### 1 田中山鳥獣保護区（昭和49年10月29日 静岡県告示第1056号）

#### (1) 区域（区域表示の変更）

市道大108号線と市道大3186号線の交点を起点とし、同地点から市道大108号線を東進し、市道大3192号線交点を経て田中山字不動原305番地に至り、同地点を南下し田中山298県有林境に至り、同境を同境に沿って進み、田中山273県有林に至る。同地点を南進し田中山629日本製紙株式会社所有地境に至り、同境を同境に沿って東進し、市道大3250号線に至る。同地点から同線を南進し、市道大212号線交点、田中山853-1県有林に至る。同境に沿って進み、伊豆森林計画第52・55・56林班の3林班境、日本製紙株式会社所有地境に至り、同境を北進し、同森林計画第52・54林班の2林班境を経て同境を北進し、市道大3250号線交点に至り、同線を北進し、市道大3252号線に至る。同地点から西進し、市道大3186号線に沿って進み、起点に囲まれた一円の区域

#### (2) 更新する存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

#### (3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 当該保護区は自然環境に恵まれ野生鳥獣の絶好の生息地であり、森林に生息する鳥獣の保護を図るため、引き続き鳥獣保護区として存続させることが必要である。

### 2 千頭水窪鳥獣保護区（昭和59年10月30日 静岡県告示第921号）

#### (1) 区域

浜松市天竜区水窪町所在国有林天竜森林管理署703林班北端（長野県境）を起点として、同所から県境を北東に進み光岳山頂に至り、同所から川根本町と静岡市との境界線を南進し静岡森林管理署870林班南端に至り、同所から国有林と民有地の境界を西進し同森林管理署869林班所在野代造林宿舎に至り、同所から同森林管理署866林班に至る林内歩道を西進し栗代林道との交点に至り、同所から同林道を南進し同森林管理署868林班と民有地の西側の境界に至り、同地点から国有林と民有地の境界を北進し同森林管理署837林班南端に至り、寸又川を経て同森林管理署601林班北端に至り、民有地との境界を南進し主要地方道川根寸又峡線との交点に至り、同所から同線を西進し大間川林道との交点に至り、同所から同林道を西進し同森林管理署666林班と667林班の林班界との交点に至り、同所から666林班と667林班、670林班と667林班、669林班と667林班、669林班と668林班の各林班界を北進し669林班東端に至り、同所から寸又峡を北進し同森林管理署681林班東端に至り、同所から681から686まで及び688から690までの各林班界（南側）を南西に進み黒法師岳山頂に至り、同所から川根本町と浜松市との境界線を南進し浜松市天竜区水窪町と市同区春野町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し天竜森林管理署443林班

西端に至り、同所から国有林と民有地との境界線を北進し起点に至る線により囲まれた区域

(2) 更新する存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 大規模生息地

イ 指定目的 当該地域は寸又川、気田川、水窪川上流地帯に、地形は起伏が著しく谷は急峻である。土壤及び気候条件は良く林木の育成は良好で、ブナ、ウラジロ、モミ、ツガなどの天然林が多い。ツキノワグマなどの行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめ、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、地域の生物多様性の拠点の確保にも資する。

3 東海自然歩道森鳥獣保護区(昭和49年10月29日 静岡県告示第1056号)

(1) 区域

町道柿之平佐賀野線の終点を起点とし、同点より旧大日山街道を北進し、簡易林道佐賀野線との交点に至り、同線を北進し、林道杉沢線の起点に至り、同線を南進し、国有林と町有林の境界線に至り、同境界線を尾根伝いに北進し、簡易林道奥の院線の起点に至り同線を北進し、県道藤枝天竜線との交点に至り、同線を北進し、杣道(旧春埜山街道)の起点に至り、同杣道を北進し、春埜山頂上に至り、同地点を北進し、森町と浜松市との境界線に至り、同境界を東進し、三市町境界線(森町、浜松市、島田市)に至り、同地点から森町と島田市との境界線を南進し、平松峠を経て大日山金剛院に至り、さらに同境界線を南進し、林道明ヶ島線との交点に至り、同林道を西進、中塚集落東端より森町佐賀野へ通じる集落を西進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 更新する存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 当地域は落葉広葉樹林、針葉樹林など林相の変化に富み、多様な鳥獣が生息している。このため、当地域を森林鳥獣生息地として指定し、当地域に生息する鳥獣の良好な生息環境を保全する。

4 磐田市東部鳥獣保護区(昭和59年10月30日 静岡県告示第921号)

(1) 区域

国道1号と岩井鎌田幹線との交点を起点として、同所から岩井鎌田幹線を北に進み県道磐田山梨線との交点に至り、同所から同線に沿って北に進み岩井6号線との交点に至り、同所から岩井6号線、篠原7号線に沿って東に進み太田川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防に沿って南に進み国道1号、JR東海道本線及びJR東海道新幹線を経て、市道稗原9号線との交点に至り、同所から同線及び市道西貝塚稗原幹線に沿って西に進み市道西之島岩井線との交点に至り、同所から同線に沿って北に進み市道中泉新貝線との交点に至り、同所に沿って東に進み市道岩井鎌田幹線との交点に至り、同所から同線に沿って北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 更新する存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 身近な鳥獣生息地

イ 指定目的 当該区域は、磐田市内の磐田原台地東部地域と太田川右岸農耕地で磐田市向笠、御厨、田原地区に位置し、自然環境面では台地、台地傾斜地域は市内にあっても、樹林が多く、また桶ヶ谷沼、鶴ヶ池等の比較的大きな水面域を有し、多様な鳥獣が生息・繁殖している地域であり、当該区域に生息する鳥獣の良好な生活環境を保全するため。

=====

**静岡県告示第679号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき指定した鳥獣保護区について、次のように区域表示を変更する。

令和6年10月29日

静岡県知事 鈴木康友

1 天竜川以西遠州灘鳥獣保護区（昭和54年8月21日 静岡県告示第677号）

(1) 区域（区域表示の変更）

浜松市道中田島松島線と国道1号との交点を起点として、同市道を約2,875m東進し、市道松島江之島との交点を右折、同市道を約130m南進し左折、市道河輪松島線を約520m東進し、市道松島45号線との交点に至り、同地点を右折し、同市道に沿って約550m南進し、市道松島63号線に入り、更に約100m南進し左折、同地点から約510m東進し、市道河輪30号線との交点を左折、同市道を約2,610m北進して国道150号との交点（掛塚橋）に至る。更に同国道を右折東進し、掛塚橋を渡り磐田市道掛塚駒場幹線との交点を右折、同市道を既設遠州灘鳥獣保護区沿いに南進し、海岸線との交点に至る。更に同海岸を右折、浜松市、新居町を経て約27km西進し、湖西市白須賀字井戸ヶ谷9104番地南約300mの海岸線に至る。同地点から右折北進し、同地番を経由、湖西市道西長谷海岸線に沿って国道42号との交点に至り右折、同地点から同国道を約2.3km東進し、県道新居浜名線との交点に至り、同地点から同県道を約3.5km東進し、国道301号線との交点に至り、同地点から同国道を約9.5km東進し、浜松市中央区篠原町付近で国道1号との交点に至り、同地点から同国道を東進し、浜松市を経て起点に至る一円の区域

2 変更年月日

令和6年11月1日

=====

**静岡県告示第680号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第2項の規定に基づ

き、次のように鳥獣保護区の指定を変更したので告示する。

令和6年10月29日

静岡県知事 鈴木康友

1 大井川河口鳥獣保護区（昭和51年10月29日 静岡県告示第854号）

(1) 区域

国道150号の大井川富士見橋西側を起点とし、同国道を東に進み、西島西交差点を右折しそのまま南進し、県道342号線との交点に至り、同県道及び市道0201号を南進し、大井川河口野鳥公園展望台に至り、そのまま南進し海岸線に至り、海岸線に沿って西に進み、吉田町町道森下浜河原線との交点に至り、同町道を北上し住吉神社前の主要地方道焼津榛原線との交点に至り、同主要地方道を東に進み町道中臨港線との交点に至り、同町道を北上し国道150号に至り、同国道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 変更後の面積

1,260ヘクタール

(3) 存続期間

令和6年11月1日から令和8年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

ア 指定区分 集団渡来地

イ 指定目的 当該地区は、大井川河口を中心にコサギ、アオサギなどのサギ類、シロチドリ、イソシギなどのシギ・チドリ類、マガモ、カルガモ、ヨシガモなどのカモ類やヒバリ、セッカなどのほか、ハヤブサやミサゴなどの猛禽類等の野鳥が生息しているほか、カモ類（淡水ガモ、海ガモ）、カモメ類など渡り鳥の中継地となっており、一年を通じて100種以上の野鳥が観察される県内有数の野鳥の生息地であることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。